

平成 25 年 (ワ) 第 5815 号
地位 確認 等 請求 事件
原告 吉 井 康 雄
被告 学校法人 大阪経済大学 外 2 名

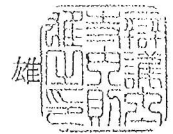
平成 26 年 8 月 8 日

準備書面 (5)

大阪地方裁判所 第 5 民事部 4 係 御中

上記被告ら 3 名訴訟代理人

弁護士 寺 内 則 雄



頭書事件について、被告らは、以下のとおり弁論を準備する。

記

第 1 被告準備書面 (1) 7 頁「4」(1)における主張について

1 被告は、上記書面において、「定年退職者のほとんどが特任教員として採用されているという事実はない。特任教員採用申し出をしても、推薦委員会で否定されたケース、教授会で反対があり辞退に至ったケース、里上教授のケースなどあり、要件が伴わないと言うことで、申し出を断念したというケースもある。ちなみに、2012年度の特任教員対象者は4人いたが、その中で特任教員に任用が決まったのは1名にすぎない。」と主張しているところであるが、この点について補足すると以下のとおりである。

2 特任教員採用申し出をしても、推薦委員会で否定されたケース
(ケース1。甲13の8頁「4」の実例)

2005年度の特任教員の推薦に関し、経済学部において、A教授を一旦特任教員推薦委員会で当該学部の教授会に推薦する旨決定された(乙28の

1)。しかし、同教授会で継続審議となり（乙28の2）、そして推薦委員会で再度計画書を提出してもらうことになり、教授会にあげられたが（乙28の3）、教授会で再度継続審議となり（乙28の4）、再度推薦委員会で推薦の是非が審議され、推薦を再検討することになったが（乙28の5の1～2）、最終的に同委員会は推薦しない旨の決定を行った（乙28の6の1～2）。

（ケース2）

2006年度の特任教員の推薦に関し、経済学部のB教授について推薦委員会において推薦しない旨の決定がなされた（乙29）。

3 教授会で反対があり、辞退に至ったケース

事務局で過去の実例すべてを把握していないが、調査の過程で教授会での意向を踏まえて、学部長が本人を説得して辞退したケースがあると仄聞している。

4 要件が伴わないということで申出を断念したケース

2013年度の情報社会学部の特任教員の任用に関し、C教授が5年間の授業実績がなく申出を断念している。

5 2013（2012年度とあるのは誤り）年度の特任教員対象者4名のうち、特定教員に任用が決まったのが1名であったこと

経営学部の原告以外のD教授は辞退、情報社会学部の前記4のC教授は申出なし、人間科学部のE教授のみ任用となっている。

第2 被告・里上讓衛間の大阪地方裁判所平成17年（ヨ）第10015号地位保全仮処分命令申立事件において原告から提出されている甲13の7頁「3」で引用されている乙24について

前記第1において掲記したケースは2013年度の特任教員任用の場合を除き里上教授の件（2005年度の特任教員の任用）も含め、いずれも旧「特任教員に関する規程」（乙6）が適用されたものであり、同規程は2010年（平成22年）より改正施行されているので、原告が主張する慣行が存在しないことは明らかであるが、甲13で引用する乙24について乙30として提出する（ただし、乙31参照）。なお、上記仮処分事件における乙24はマスキングされていないが、原告は現在、本件訴訟における訴訟資料をホームページで全

て開示しているのので、プライバシー保護の観点から本件ではマスクングして提出する（但し、学部の記載はマスクングの関係で被告において記入したものである）。

以上